

赤字の部分が、新たに追加された条項です。

(引受拒絶)

第六条

当店は、次の場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
 - 二 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による点検の同意を与えないとき。
 - 三 荷造りが運送に適さないとき。
 - 四 運送に關し荷送人から特別の負担を求められたとき。
 - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。）第二条第二号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - 六 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。
 - ア 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団に該当する者があると認められるとき。
 - エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。）であると認められるとき。
 - 七 荷物が次に掲げるものであるとき。
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 当店で特に引受けを拒絶すると定めたもの
 - ① 荷物の性質により拒絶するもの
 - 現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類
 - クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
 - 遺骨、位牌、仏壇
 - 銃砲刀剣
 - 犬、ネコ、小鳥等のペット類
 - 再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類
 - 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
 - 花火、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のある物品
 - 毒物及び劇物類
 - 複数の個人情報が内容物に含まれたもの
 - ② 荷物の価格により拒絶するもの
 - 荷物一梱包の価格が三十万円を超えるもの
 - 八 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 2 当店は運送を受けた後に前項第五号又は第六号に該当することを知ったため、運送を行わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。
 - 3 前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。